

## 登園許可書 (令和5年5月改定)

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐ事で、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

### ——登園のめやす——

- ・麻疹(はしか) : 解熱した後、3日を経過してから
- ・インフルエンザ : 発症後5日経過し、解熱後3日を経過すること
- ・新型コロナウイルス感染症 : 発症後5日経過し、症状が軽快し1日経過すること  
無症状の場合は検体採取後から5日経過すること
- ・風疹(三日ばしか) : すべての発疹が消失していること
- ・水痘(みずぼうそう) : すべての水疱が「かさぶた」になってから
- ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) : 耳下等の腫れが出た後、5日を経過し、  
全身状態が良好になっていること
- ・結核 : 医師の診断の下、感染の恐れがなくなっていること
- ・咽頭結膜熱・プール熱 : 発熱充血等の主な症状が消えた後、2日経過してから
- ・流行性角結膜炎 : 結膜炎の症状が消失していること
- ・百日咳 : 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な  
抗菌性物質製剤による治療が終了すること
- ・腸管出血性大腸菌感染症(O157等) : 医師の診断の下、感染の恐れがなくなつてから  
(2回以上便から菌が検出されなければ登園可能)
- ・急性出血性結膜炎 : 医師の診断の下、感染の恐れがなくなつてから
- ・髄膜炎菌性髄膜炎 : 医師の診断の下、感染の恐れがなくなつてから

### 登園許可書

メモリー保育園 施設長殿

入所児童名 \_\_\_\_\_

病名「 \_\_\_\_\_ 」

20 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

#### [登園停止期間]

20 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から 20 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日まで

20 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

医療機関

医師名

印又はサイン